

## ② 7月21日(日)は第25回参議院議員通常選挙の投票日です

選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な機会です。安易に棄権することなく進んで投票しましょう。

### 【投票できる方】

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たしている方です。

- ・年齢要件 平成13年7月22日までに生まれた方
- ・住所要件 平成31年4月3日までに笠間市に住民登録をされた方（転入届をされた方）で、3か月以上市内に住所を有している方です。（4月4日以降に笠間市に住民登録をされた方は、前の住所地で投票できる場合があります。）

### 【投票所】

投票は、市内52か所の投票所で行われます。各世帯に郵送される「入場券」に投票所が記載されていますので、自分の投票所を確認してください（「入場券」に、各投票所の略図を表示してありますので、参考にしてください）。

なお、今回の選挙から、次の投票所が変更となりますのでご注意ください。

友部第17投票所 旧：笠間市商工会友部事務所 ⇒ 新：地域交流センターともべ 

岩間第13投票所 旧：岩間栄町地区公民館 ⇒ 新：中町地区公民館

### 【投票時間】

投票時間は、どの投票所も終了時刻を2時間繰り上げ、午前7時から午後6時までです。その時間以外には投票することができませんので、ご注意ください。

### 【期日前投票】

投票日当日に、所用等のため投票所で投票できない方は、期日前投票により投票することができます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえ、持参してください。

日時 7月5日(金)～7月20日(土) 午前8時30分～午後8時

会場 笠間市役所 本所および各支所

### 【不在者投票】

次のような理由で期日前投票や選挙当日に投票ができない方は、不在者投票により投票を行うことができます。不在者投票は、7月5日(金)からできますが、事前に手続きが必要になりますのでお早めに笠間市選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ・笠間市に住民登録しているが、笠間市外に滞在、旅行されている方
- ・病院に入院、施設に入所している場合

### 【郵便投票】

重度の障がいを持つ方（身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、法律の定める一定の障がいをお持ちの方および介護保険法上の要介護5の方）で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、7月17日(水)までです。

なお、郵便投票をするには、郵便投票証明書が必要となりますので、お早めに手続きを済ませてください。

### 【選挙公報】

選挙公報は、各候補者および政党等の申請に基づき経歴や政見などが記載されている公報紙です。配布方法は、新聞折込みになりますので、新聞を購読されていない方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、茨城県選挙管理委員会のホームページにも掲載されますので、ぜひご覧ください。

なお、選挙公報は市役所のほか市の施設にも備え付けますのでご利用ください。また、音声による公報は各図書館に備え付けます。